

中野区教育委員会第27回協議会会議録

開催日時 平成20年7月25日(金) 開会10時01分 閉会11時10分

開催場所 中野区役所教育委員会室

出席委員	中野区教育委員会	委員長	高木 明郎
	同	委員長職務代理	大島 やよい
	同	委員	飛鳥馬 健次
	同	委員	山田 正興
	同	教育長	菅野 泰一
事務局職員	教育委員会事務局次長		竹内 沖司
	教育経営担当課長		小谷松 弘市
	学校再編担当課長		青山 敬一郎
	学校教育担当課長		寺嶋 誠一郎
	指導室長		入野 貴美子
	生涯学習担当参事		村木 誠
	中央図書館長		倉光 美穂子
書記	教育経営分野		松島 和宏
	教育経営分野		齋藤 皓一

傍聴者数 8人

議 事

(報告事項等)

○委員長、委員報告事項

- ・ 7/20 「中野・ウェリントン友好子ども交流2008ニュージーランド訪問団
壮行会」について
- ・ 7/23 小学校教科書採択協議について
- ・ 「介護認定審査会」について

○教育長報告事項

- ・ 7/20 「中野・ウェリントン友好子ども交流2008ニュージーランド訪問団
壮行会」について

- ・ 7 / 2 1 家庭婦人シニアバレーボール大会について
- ・ 7 / 2 3 小学校教科書採択協議について
- ・ 7 / 2 4 行政評価区長ヒアリングについて

○事務局報告事項

(なし)

(協議事項)

- 1 中野区教育委員会からの提言について
- 2 中野区教育委員会会議規則の一部改正について
- 3 中野区立鷺宮体育館軽体操室の単位時間区分の変更について

午前10時01分開会

高木委員長

おはようございます。

ただいまから教育委員会第27回協議会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席です。

初めに、委員長、委員報告です。

<委員長、委員報告事項>

高木委員長

まず、私から。

7月20日日曜日、中野区国際交流協会主催の中野・ウェリントン友好子ども交流2008ニュージーランド訪問団壮行会に出席いたしました。この中野・ウェリントン友好子ども交流は、1985年にスタート、昨年まででニュージーランドから日本に222人、日本からニュージーランドに230人、合計452人の交流が行われていたということでございます。ことしは、第三中、第五中、中央中の生徒がウェリントンの一般家庭にホームステイし、学校を訪問するというところでございます。ちょうどきょう7月25日金曜日、出発の予定でございます。

このウェリントンというのは、ニュージーランドの首都で、芸術と文化の都ということでございます。人口が40万人ぐらい、中野が30万人ちょいですので、人口的にはそんな

に変わらないのですが、やはり一国の首都ということで、美術館ですとか文化的なところがたくさんあって非常にいいところです。あと、「ウィンディ・ウェリントン（風のウェリントン）」と言われるぐらい、気候的には風が強いというふうに聞いております。

当日は、全体の説明の後、訪問する 16 人の子どもたちの自己紹介、それから、現地に行ってやるパフォーマンスのお披露目ということで、「君が代」斉唱、それから、ニュージーランドの国家をマオリ語と英語で歌った後に「ソーラン節」を披露してくれました。なかなか楽しい時間を過ごさせていただきました。子どもたちが元気に健康でいろいろなことを吸収して帰ってきてくれることを期待しております。

続きまして、7月 23 日水曜日なのですが、教育委員会では教科書採択の協議が始まっております。ただ、教科書採択については非公開ということですので、皆様には定例会で決定した後、議事録等でお知らせする形になると思います。水曜日は、国語、書写、社会、地図について協議をしたところでございます。

私のほうからは以上でございます。

大島委員

私も今の 23 日の教科書採択の会合には出席いたしましたけれども、そのほかには特にございません。

山田委員

私は今、月に 2 回なのですけれども、介護認定審査会のほうに出席しておりまして、介護認定審査会は 11 の合議体だったと思うのですけれども、委員は 1 合議体 4 名ずつでやっております。35 件ぐらいの介護認定を行いますので、その要旨が大体週の終わりに手元に届きますので、3 時間ぐらいそれを読み取ってからその合議体に臨みます。その中で、介護福祉士の方で、介護福祉士の子どもたちに勉強を教えている方がいらっしゃるのですけれども、最近になって、介護の現場が、学校が非常にたくさんできたのですけれども、皆様のご承知だと思うのですが、ここにきて待遇の問題とかが余りよくないということで定員割れをしているということと、せつかく入ったのに途中でやめていく方が後を絶たないと。一方で、外国の方たちですね。今、フィリピンの方たちが来て勉強しているそうなのですけれども、その方たちが現場において非常に丁寧にやっていたというということで、やはり見習わなければいけない点もあるのではないかとということ。フィリピンなどではそういった介護とか医療にかかわる方たちというのは比較的インテリジェンスの高い方たちというふうに称されているそうなのですけれども、今後、8 月からですか、インド

ネシアの方も日本に来るということがあって、そういったことをおっしゃっていましたので、これからいろいろな生産人口について諸外国の方たちとどのようにお付き合いしていくのかということで、非常に考えさせられるようなお話を聞いてまいりました。

23日は、教科書採択が始まっております。今年度は小学校の教科用図書の選定でございます。ただ、今年度につきましては、特に検定を変えるということがなかったものですから、現行の教科書についてのいろいろな聞き取りが始まっておりますので、そういったものの資料をもとに、最終的には、中野区の子どもたちにとってどのような教科書がいいのかという視点を持って、我々は今勉強しているところでございます。きょうも午後からまたその勉強会が予定されております。

私からは以上でございます。

飛鳥馬委員

私も教科書のことですが、教科書を検討するのですが、一つは、非常に数が多いので見るのが大変だということがあります。一つの教科で6社、7社、小学校だとそれが1年生から6年生までありますので。だから、私も家に持っていくのですが、物すごい荷物になって重いんですね。リュックサックをしょってきましたけれども、で、1週間かけて見て、また次の日とやっているのですが、選定するのになかなか難しいなと思っておりますが、最近の学力をどうとらえるかということとの関連で申し上げますと、昔のように、暗記すればいい、覚えればいいという教科書から、考えさせるとか、応用力とか、想像力とか、そういうものを育てる教科書が非常にふえてきているといえますか、そういう内容が非常に多くなっているので、子どもたちにそれをどこまで与えたほうがいいのか。与えないほうがいいのかという難しさを感じています。考えさせるとか、工夫するとかということですので、教科書に全部書いてしまうとその範疇に入らないのかなという気がしますので、いい案はたくさんあるのですけれども、非常に難しいなという気がしています。

事例を一つ申し上げれば—そんなことを言うと内容になってしまうけれども、例えば算数で繰り下がり勉強するのに、こういう考え方もある、ああいう考え方もあるということですが、例えば「1,000円持って行って幾ら買い物をしました。おつりは幾らでしょう」というときに、1,000円から繰り下がりをする計算というのを私たちはしょっちゅうやっているわけですが、初めての子には難しいわけですね。繰り下がりを使わない計算で、最初に1円引いてしまう。999円から引いていく。最後に1円を足す。そういうのが教科書に出てくるわけですね。こういう考え方もありますよというふうに出てくる

わけです。考え方としてはわかりますが、非常に難しいなという気がするのです。今申し上げたようなことがたくさん出てくる。

例えば保健体育とか理科などもそうなのですけれども、よく話題になる「生命の尊重」「誕生」とかということで、人間の赤ちゃんがお母さんのおなかの中で育つということが写真に出てきたりするのですけれども、それも非常にリアルな写真が出てくるということと、もう一つは、超音波の写真まで出てきているということですね。つまり、何が言いたいかというと、この前小学校に授業参観に行きましたら、小学校で「一番大事な写真を1枚持ってきなさい」という勉強をやっているわけですね。おなかの中の超音波の自分の写真を持ってきてるのですね。こういう時代かというふうに私はびっくりしたけれども、そういうものを子どもは持ってくる時代。教科書にもそれが載っている時代ということですね。だから、どこまでどういうふうに載せて選ぶかというのは私たちの責任ではあるのだけれども、難しい部分もあるなということで毎週苦勞しております。

以上です。

<教育長報告事項>

教育長

7月20日の中野・ウェリントン子ども交流につきましては、委員長と一緒に私も出席させていただきました。向こうから来る年と、次の年はまた向こうに行くということで、引き受けた家庭が基本的にあちらのほうに行くような形になっておりまして、2年越しのつき合いみたいな形で大変深い交流ができているなという感じがいたします。

あと、先ほどお話しありましたように、子どもたちがいろいろパフォーマンスをやるのですけれども、英語で、自分はどういう者だ、何が好きで、向こうへ行ったら何をやりたいたか言うのですけれども、私の英語力で全部わからないところもありまして、冗談を言ってみんなで笑うのですけれども、私はちょっとわからなかったりしました。子どもたちは結構英語がうまい。発音がいい子はたくさんいました。特に16人中3、4人は外国で生まれたとか、お父さんの関係で外国にずっといたとか、そんな子もいまして、うまい子が結構いました。これから17日間行ってくるそうですけれども、8月23日にまた報告会があるそうでありまして、そちらのほうも楽しみにしております。

それから、7月21日ですけれども、家庭婦人シニアバレーボール大会が中野体育館でございまして、そちらのほうでごあいさつをさせていただきました。本当に暑い中、あそこは冷房もつかないものですから大変だということで、けがのないようにというお話をさ

せていただきましたけれども、8月3日には、今度はパパさんバレーというのがありまして、これも本当に暑いだろうなと思います。こういう時期にやるということについては、申しわけないなという反面、頑張っしてほしいということでもございました。

23日の教科書採択の協議ですけれども、私も出ているわけですが、小学校の教科書が全部で294冊ありまして、一応読んだのですが、本当に大変で。皆さん方よりは時間がとれるというのですか、役所に置いてありますので見やすいのですけれども、それでも非常に大変な作業だと思いました。内容につきましては、改めて見ると、教科書が昔に比べると本当に薄いというのがあります。例えば社会の教科書とか国語の教科書などを見ましても、内容がかなり説明的なものが多くなっておりまして、絵とか写真は非常に多いのですけれども、その説明も短いのではないかなという感じはしております。それでも学習指導要領にのっとってきちんと授業しているということではあると思いますので、子どもたちの学力低下というものと、その教科書の関係というのですか、これについてももう少しきちんと勉強しなければいけないというふうには思っております。

それから、行政評価を今やっておりますが、7月24日、きのうですけれども、その行政評価の区長ヒアリングというのがありました。行政評価というのは、中野区で全事業について行っているものですが、一つは、それぞれの事業についての自己評価、外部評価、それから、ことしから総合評価ということで、それぞれの職員がよその分野のを評価するというような、そういうものも入れております。私どもの教育委員会では、学校教育分野、生涯学習分野、教育経営分野という三つの分野がありまして、それぞれ内容について自己評価、外部評価を受けたものについて区長からヒアリングを受けて指摘をいただくというようなことをやっています。内容については、9月になりませんと公表できませんので、詳しくは申し上げられませんが、そういう面では、こういった中で、去年やった分をいろいろ評価を受けて、この辺がだめなのではないかという外部の委員からの評価も受けていますので、そういうものも踏まえて、今後またさらにいわゆるPDCAの関係で直していくというようなことについてやっていくわけです。区長からもいろいろ指摘がありまして、そういうものを踏まえて来年度に向けて事業の見直しを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上です。

高木委員長

それでは、それぞれの委員からの報告につきまして、何かご質問やご発言はありますで

しょうか。

大島委員

20日のウェリントンの壮行会は私も行きたかったのですが、ちょっと用事で行けなかったのですけれども。行くご家庭というのは、今のお話で、受け入れたご家庭のほうは翌年相手の国へ行くというお話ですけれども、日本のご家庭というのはどんなふうに決まるのですか。例えば応募するとか。

教育長

応募です。私のところで受け入れていいと。まず、学校なのですけれども、一番最初は上鷺宮小学校のほうをやったのです。少しずつ地域を変えて毎年やっております、去年は、三中、五中、中央中でした。ことし行くのも三中、五中、中央中の子どもが行く。また次の年からは地区を変えてやる。そんなような形です。

高木委員長

では、私から。

山田委員のご発言にあった介護福祉士の件なのですが、私どもの国際短期大学では介護福祉士の課程はないのですけれども、全国の短期大学でこの課程を持っている学校はたくさんあります。特に地方は多いです。山田委員のご指摘のとおり、介護保険制度が導入されて、今、国で介護福祉士の報酬が非常に低く抑えられている関係でなり手が少ない。その話が高校に伝わって、今、介護福祉士の課程を持っている短大は非常に苦勞しています。定員の半分どころではないです。2割とか1割しかない学校もあります。5月にやった日本私立短大協会の広報の研修では、非常に困ったという話があります。この状況がこのまま続きますと、私学ですから成り立たないので、改組転換という話になりますので、日本私立短期大学協会でも、所管は厚生労働省ですから、文科省はふだんからよく交流があるのですが、ちょっと畑違いの厚生労働省にも働きかけておるのですが、法律で決まっているので、行政サイドではないのでなかなか厳しいのです。

一方、中学生の職場体験プログラムですとかボランティアで、本当に今子どもたちはこういった社会福祉施設等々で体験をして、将来はそういうのに携わりたいという希望を持つ子は結構多いのです。そこのギャップが今非常に問題だと思っております。このままいくと、委員のご指摘のとおり、日本人の職がなくなって、外国からの方に依存せざるを得ないなど。非常に大変な状況はご指摘のとおりでございます。

山田委員

介護の現場というのは、これからも高齢化が進んでくるわけで、施設にしる、在宅にしる、担い手というのは必ず必要なのですけれども。介護保険そのものが始まって、いろいろ見直しはされているのですけれども、その報酬を抑えられてしまっている。来年の3月にまた改定があるのですけれども、一時期は介護という分野が就職の関係では非常に脚光を浴びた時期があって、そういった意味でいろいろな学校も設立されたのだと思うのですけれども、実際にはなかなか基本給が伸びないとかいうことがあると、そこから離れてしまって、特に今若い人が離れてしまっているという現状があって、もし外国の方たちにお願ひするにしても、言葉の問題等もありますので、日本での研修から、また資格の問題も出てきますね。国のほうでは資格試験をやるのだという話も出ているようですけれども、それとて日本語で試験を受けるのかということになると、またそれもハードルだし、また、日本で勉強していただいて、日本に来てよかったということがないと、なかなか継続が難しいということになるので、今は転換期といいますか、導入に対しての大きな節目の時期ではないかなと思って、非常に心配しているところです。

ありがとうございました。

高木委員長

ほかに質問がないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

高木委員長

続きまして、事務局からの報告はありますでしょうか。

(なし)

<協議事項>

高木委員長

それでは、協議事項に移ります。

初めに、「中野区教育委員会からの提言について」、協議を進めます。

資料の説明をお願いします。

教育経営担当課長

それでは、「学校、家庭、地域の協力でいじめ問題の解決を」ということで、中野区教育委員会からの提言につきまして、ご説明をさせていただきたいと思ひます。

この教育委員会からの提言でございますが、これは昨年まとめましたいじめを中心とする子どもたちのさまざまな課題、問題に対しましての総合対策ということで協議をいた

きまして、予防、発見、対応という一連の 15 項目にわたります内容を決めて、これから教育委員会として取り組んでいくということにしたわけでございます。その中の一つに、教育委員会からアピールを発信するということがございました。区民や保護者に向けまして、教育委員会が考える健全育成に関するアピールを発信しまして、保護者、区民、そして行政が同じ考えに基づきまして、中野の子どもたちの健全な育成に取り組むということを積極的に教育委員会として発信をしていこうというのを一つの施策として掲げたわけでございます。それについて、今回、たたき台としての案文を用意いたしましたので、これに基づきご協議いただければというふうに思っております。

案文のほうの内容でございますが、一応この案文につきましては、基本的にはいじめの課題に絞った提言ということとしてございます。構成としては、前文がありまして、それに基づいて「学校・行政の取り組み」、それから「保護者・家族の皆さんへのお願い」及び「地域の皆さんへのお願い」といった構成となっております。焦点をいじめに絞るということで、ぶれないといえますか、区民の方に教育委員会として何を訴え、何を呼びかけるというのをある程度焦点を絞った形でまとめてございます。先ほど申しました教育委員会として定めたいじめの総合対策が、まず最初に「学校・行政の取り組み」ということで、早期の発見、効果的な予防、それから迅速な対応という三つに分けて記載してございます。先ほど全体で 15 項目と言いましたが、その 15 項目の中には、保健日誌の改善であるとか、あるいは事故報告作成の基準の明確化といったような事務処理的なことも何点か含まれてございますが、そういったことを除きまして、区民や保護者の方々に目に見える形での教育委員会としての取り組みを、ここにそれぞれ、発見・対応・予防ということで挙げてございます。

あわせて、このいじめ対策ですが、当然、学校や行政の取り組みだけでやるということには限りがあるわけでございます。子どもたちは、学校での生活があると同時に、家庭での生活、また地域での生活というものがございまして、そういった子どもたちを取り巻く地域、家庭での取り組みにつきましても、これは教育委員会からのお願いというような形での文章の内容となっております。

「保護者・家族の皆さんへのお願い」ということでは、子どもたちの様子がおかしいと感じたり、問題が生じたときには、とにかく早く相談してくださいということでの早期の発見ということを最初に挙げてございます。そのほか、子どもたちとできるだけ多くの時間を過ごすということ、また、家庭として社会生活を送る上での最低条件としてのルール、

マナーといったものをきちんと子どもたちに伝えるということ、また、規則正しい生活習慣などを持つということについて、区民の方々へのお願いということで呼びかけをしています。

あわせて、地域の皆さんへのお願いということで、子どもたちをいろいろな地域活動に参加させ、子ども同士が地域の中で触れ合う機会をふやしていくということ、また、当然、他人の子どもに対しても呼びかけをしてあげてほしいというようなこと、そういったことなどにつきまして、また、地域の中での見守りといったものなども、積極的に地域の方々へのお願いということで、提言ということでまとめてございます。

以上のような内容で、今回、文案としてまとめてみましたので、よろしくご協議をお願いしたいと思います。

高木委員長

それでは、ご質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

大島委員

早期に発見するための学校の取り組みということで「毎年度アンケート調査を実施し」というところがあるのですが、私の個人的な意見では、1年に1回とは限らなくていいのではないかと。そう頻繁に行うというのも、いろいろと手間がかかるとか、学校のいろいろな用事もあつたりとかいうことで、実際にはそう頻繁にというのは難しいのかもしれませんが、例えば「定期的にアンケートを実施し」とかいうような文言にして、1年に1回以上できるような余地もあるような文言のほうがいいのではないかというような気がしたのですが、どんなものですかね。「毎年度」といいますと、1年に1回というのを想定しているような言葉かと思うのですが、あるいは、1年に1回程度でいいですかね。

指導室長

教育委員会として行うものについては毎年度ということで1回というふうに考えております。ただ、学校のほうは適宜そういうことは行うことになると思いますし、その一つ下を書いてございます「ふれあい月間」というのを年に2回ほどとることにしてございますので、その間にはアンケートということだけではなく、直接一人一人に先生方が触れ合いながら実態をつかんでいくということもあわせて行ってまいりますので、教育委員会としては年に1回という形でやっていこうかなというふうには考えております。

高木委員長

中野区として、同じ時期にすべての子どもたち、児童・生徒に対してやりますよ、だから、何かあったら書いてねということがまず重要だと思うのですね。これでやってみて、例えば、今後子どもたちや生徒から生の声がどのくらい挙がってくるのか、少し見てみないとわかりません。その結果として、これは物すごくいい、年に1回ではなくて年2回やろうになるのか、先々はちょっとわからないと思うのですけれども、とりあえず年1回、全区的にやる。そこで先生方や保護者の方がウォッチして見つけたら早期発見なのですが、そこで網羅的にという仕組みを入れるということが大切なのかなと思います。

飛鳥馬委員

教育委員会としてやるのは1、2回ぐらいでもいいのかなと思いますが。いじめについては今までも教育委員会で何回もお話はしてきておりますが、いじめがいつの時代にもあったとか、私たちも経験したとか、そういうレベルではなくて、今の子どもたちのいじめが非常にエスカレートしていたり、友達を追い込んでしまうとか、そういうところまでいじめが発展するといえますか、そういうことを考えることが一つ。

もう一つは、どこの地域でもどこの学校でもいつでも起こり得る可能性があるということをも基本的な考えとして、それを予防するためには、あるいは早く発見するためには、1回ぐらいはきちっと調査しよう。その後は、今、指導室長が言われたように、学校や地域とかによっては決められた期間とかではなくて、臨時にやることもあるでしょうし、2回、3回やることもあるだろうと思うのですね。それはここに出てくるアンケートの話であって、そのアンケート以外に—子どもにとってはいじめについてアンケートに答えるということも大変勇気の要ることかもしれないのですね。なかなか自分から言えないという部分がありますから、やはり回りの人が気づくということが大切であります。先生方はもちろんですが、心の教育相談員もいらっしゃるし、養護の先生もいらっしゃるし、場合によっては道徳の時間とか作文とか、いろいろな場面で子どもの心が開けるような、訴えられるような取り組みがされていることが大事だというふうに思いますので、一応、このアンケートということではこれくらいでもよろしいのかなというような気がしますが、

以上です。

山田委員

今、飛鳥馬委員がおっしゃったように、アンケートをとるということ自体が一つの啓発になるといえますか、そういうことが起きてくる。それが毎年1回ということで定例化するということは、それだけで気づきにもなるということ、それは必要なのではないかと

思います。

もう一つは、やはり予防が大切だと思うのです。校内研修を実施しているような記載がありますけれども、例えば他校でやった実践例などについても検証できるような機会があるのでしょうか。それを教えていただきたい。

指導室長

その上のほうに「いじめ対応マニュアル」という言葉が出てきております。そういう言葉になるかどうかはわかりませんが、いじめ対応のほうの資料集的な部分もあわせて今つくってございまして、そこの中に各校のよい実践は取り上げていきたいなというふうに考えております。

大島委員

私の先ほどの意見についてなのですが、指導室長のご説明とか、ほかの委員のご意見なども伺いますと、1年に1回やるというのは、教育委員会としての行動として最低限の提言であるというふうに受けとめておりますので、とにかく1年に1回は定期的にやるというシステムをつくるということは大変意義があることだろうというふうに思っております。反対するものでは全くございません。それに、何もアンケートだけがいじめ発見の対策ではないわけで、もちろんほかのいろいろな機会をつくるということも大事だと思うのです。直接言葉で言えない子が紙になら書ける、そういういじめを告白する手段、機会を提供しようというのがアンケートだと思いますので、私個人的には、1年に1回は少ないというふうには思いますが、教育委員会としての取り組みという意味では、当面こういうことでいいと思いますので。あとは、各学校で工夫していただくということでもいいのかなと。とにかくこれでまずはスタートするという意味で、賛成するというふうにしたいと思います。

山田委員

前段にありますように、いじめについて、学校や行政だけでなくということの記載があって、その中で、下のほうには、「保護者・家族の皆さんへ」とか、「地域の皆さんへ」ということでの発信をしているわけですね。要するに、全体としてというか、学校だけでなく家庭・地域も含めた対策が必要であるということで、大きな視点でとらえているという点では非常によく書かれているかなと思います。

1点なのですが、今後こういったいじめの解決をというものについてどのように周知をしていくのか。その方法について教えていただければと思います。

教育経営担当課長

できれば、これを夏休みが明けたところで、子どもたちはもちろんですが、広く区民の方々、保護者の方々へアピールできるような形をとっていきたいと思います。学校を通していろいろな形で保護者の方へのお知らせだとか、当然、「教育だより」とかホームページなども使って、教育委員会としてこういうことを区民の方々に訴える、そして取り組んでいくというものをいろいろなチャンネルを通して広く区民の方々にお知らせしていければなと思っています。

山田委員

せっかくの取り組みですから、いろいろな機会を通じて、年に何回もとといいますか、そういう機会を多くして周知していくことが必要ではないかなと思います。

大島委員

この「保護者・家族の皆さんへ」というところは、いじめを受けた子どもの保護者の方に、いじめに早く気づいてあげなさいというような視点だけではなくて、加害者になり得るといってお子さんの立場も考慮して、加害者になるようなことがないようにとか、友達には優しくとか、いじめなどはしないようにという視点からの優しい心を育てるとか、そういう視点からのお願いも含まれているということによろしいですか。

教育経営担当課長

はい。今おっしゃったとおりであります。いじめは、もちろんいじめを受けた子どもたちには深い傷を与えることになってしまいますけれども、いじめる側といいますか、ちょっと表現はあれですけども、そういったところにも家庭の中で早く気がつくというのですか、あるいは地域の中でもそういった予防の取り組みをするというようなことで、今、委員のほうから加害・被害というような発言でございましたけれども、広くそういった意味でとらえて、この中に込めて発信していきたいというふうに思っております。

高木委員長

いじめ問題というのは非常に重大なことであります。子どもたちを学校・保護者の方と一緒に育てていく、規範意識をはぐくんでいく形になりますが、全くゼロにするというのは正直に言って無理。逆に、ゼロ、ゼロというと、押し隠してしまうことになってしまいますので。もちろん深刻ないじめ、重大ないじめ、けがをするようないじめというのはすぐなくさないといけないのですけれども、いじめの芽というのですか、萌芽というのですか、その段階で学校や保護者が気がついて適切に対応していくということが現実的には重要なのか

などと思います。もちろん、この提言で終わりではなくて、むしろここがちょっと遅きに失したスタートになるかと思うのですが、教育委員会としても定期的なアンケート実施ですとか、年間で月間をつくって、そこで教職員や保護者の方のモチベーションを上げていくとかいうことで具体的にお話をしていく。私は保護者でもあるのですが、教育委員会から保護者の方に、これをやりましょうというのはどうも押しつけになるのではないかということで、ずばりと言にくいところはあるのですけれども、学校や教育委員会を信頼していただいてご相談していただくというのが一番なのかなと。逆に、そういった窓口を学校や教育委員会が持つておく、きちっと区民の方に明示しておくというというのは非常に大切なことだなと思っております。

今、お父さん、お母さん、両方働いている方、あるいはどちらかしかない家庭もありまして、子どもとの話の時間というのをなかなか持てないのかなと。私もたまに早く帰ると、男の子なので一緒にお風呂に入って、裸だと、「きょう何をやったの?」とか聞くのですが、だんだん高学年になってくるとしゃべらなくなったりするのかと思うのですが、そういった時間をなるべく保護者の方にも持っていたきたいなと思っているところでございます。

飛鳥馬委員

指導室長にお聞きしたいのですが、いじめによる事件というのが最近マスコミ等に掲載することが少ないと思うのです。それをどうとらえたらいいのかということなのですが、減ってきているのか。今、高校生ぐらいの子どもの事件というのが非常に多くなっていますけれども、波がありますよね。校内暴力で荒れた時代がずっとあって静まっていく。先日ちょっと話を聞いたのでは、校内暴力対教師暴力、生徒暴力とか、昔吹き荒れた暴力的な荒れというのは非常に少なくなってきたと。「何ですか」と聞くと、ある人が「子どもたちに意欲、活力がなくなっている」という言い方をされたわけですね。反社会的な行為であれ、何であれ、昔は暴れ回っていたけれども、そういうのがなくなっている。だから、裏目に出ているかなと思います。ないことそのものはいいのですけれども、そういう大きな流れで考えたときに、いじめはこのところニュースにならないので減っているのかなと私は思うのですけれども、それは今まで一生懸命やった指導の成果なのか、家庭の協力なのか、子どもの問題なのか、その辺はどんなふうにとらえたらいいのですか。難しいことですが、もし教えていただけることが何かあれば。

指導室長

実は私どもも常に実態を把握するようにしておりますので、年に何回か——先ほどのいじめ月間が6月に終わりましたので、7月に集計して、今実態をとらえているところですが、学校のほうに上げてもらっております。それを見ますと、保護者のほうからとか、子どもたちからとか、教師がいじめというとらえ方、いじめに発展するのではないかとというふうに思われるようなとらえ方が相当しっかり——今までしっかりしていなかったかというところではないのですけれども、細かい目でみんなで見ているということもありまして、実は私どもに上がってきている実数は減ってきてはいないのです。そういう調査をいたしますと。ただ、大きいものに関しては、先ほどのお話のように、芽のうちにそれだけお互いに学校への連絡もいただいておりますし、学校も気づくということで、解消率もすごく上がっているということですので、周囲の大人、それから子どもたち同士の感覚もいじめということに関しては少しずつ違ってきているのではないかなというふうに思っております。それが功を奏しているかどうかということではなくて、どうしても芽は今までと同じようにあるのだらうなというふうには思っております。ですので、先ほどのお話ですが、それが本当に深刻ないじめに発展したり、隠れたいじめに発展しないようにしている対応が一番大事なのかなというふうには思っています。

飛鳥馬委員

早期発見、早期指導で成果が上がったということなのですね。わかりました。ありがとうございました。

高木委員長

数的に減っていないというのは、ちゃんと学校現場が受けとめて、教育委員会に出しているということなので、むしろ私はいいことなのかなと。子どもの数が同じであれば、一定の割合でいじめの萌芽的なものというのは、いいことではないのですけれども、発達段階の中であるわけですから、これがよくわからないけれども減っているというところと、どこかでとまっているか、子どもが言えないのか、先生が目配られていないのかということなので、なくなったほうがいいのですけれども、報告が減ったことがイコールいいことではないので、一つそれは成果というとおかしいのですけれども、そういう状況なのかと思えます。

これで終わりではありませんし、この話ですと、ずっとこのまま続いていくのですけれども、提言としてはこんな形でまとめたいと思うのですが、よろしゅうございますか。

教育長

これでまとめたいと思っているのですけれども、若干の字句の修正があると思いますので、その辺のところはちょっと私のほうにお任せ願いたいと思います。

高木委員長

おおむねこれでよろしいということだと、このペーパーをそのままぱっと出すわけはありませんので、そこの中で文言が若干変わってくるかと思います。そこにつきましては、全体の意味が変わらない範囲で教育長に一任ということで内容を確認したいのですけれども、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特にご意見がございませんので、この内容で確認したいと思います。

次に、「中野区教育委員会会議規則の一部改正について」、協議を進めます。

資料の説明をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、続きまして、「中野区教育委員会の会議規則の一部改正について」の協議をお願いいたしたいと思います。資料のほうでございますが、最初に、3の改正理由のところをちょっとごらんいただきたいと思います。

「教育委員会の会議が、『定例会・臨時会』『協議会』とあり、教育委員会の審議経過がわかりにくい」とされてございます。中野区の教育委員会の会議の持ち方というのは、この会議規則の中に定めてございまして、定例会、臨時会及び協議会という三つの種類が定めてございます。定例会につきましては、現行の会議規則の中では月1回、第2金曜日に開くというふうに規定されてございまして、臨時会は臨時に協議といいますか、議案として何らかの決定をいただく必要が生じた場合ということ。そのほかに協議会というものを設けてございます。ただ、ほかの区や自治体等を見ますと、こういう分け方といいますか、区分の仕方をしているのはほとんどございまして、中野区のこういった会議の持ち方というのはちょっと特異な形になってございます。そういった意味で、区民の方からなども問い合わせがあつて、例えば「〇〇について、どの会議の中でどんな議論をしたんですか」といったようなときに、定例会と協議会というふうに分かれて、あちらこちらの会議でなかなか判断しにくいとか、あるいは、これはちょっと余談でございまして、例えばマスコミ等々で定例会の回数などを調査するときに、中野区の場合はどうしても定例会だけのカウントになって、協議会が、ほかの自治体にこういった例は余りございまして、カウントの対象外になるような形で、共通の物差しになりにくいというような状況がございまして。そういった意味で、できるだけわかりやすい会議の表記といいますか、開会

を表示できるようにしてはどうかということで、今回提案させていただいているようなところでございます。

この会議規則の改正の中身でございます2の「主な改正内容」のところでございます。今申し上げましたとおり、「定例会・臨時会」「協議会」と規定されてございますが、臨時会もこの定例会の中に含むわけでございますけれども、すべて定例会の中に一本化を図りたいというふうに思っております。そして、この定例会を毎週金曜日、現実に実態として原則毎週金曜日に教育委員会を開会してございますが、それをすべて定例会というような形で開いてはどうかというふうに考えてございます。そして、その定例会・臨時会の中に議決すべき案件、協議すべき案件、そして報告事項、その他というようなものを入れるというような形で考えてございます。現行ですと、定例会・臨時会では議決案件がありまして、そのほか協議すべき事項であるとか、報告すべき案件等については協議会ということになっておりますが、すべて定例会の中にこれらを一本化するというような形を考えてございます。

また、現在は定例会・臨時会を招集することに告示ということをしてございます。これは月1回、あるいは臨時的に開く場合、その会のみ告示をするということですが、現在、この教育委員会について規定してございます「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の中では、特にこの告示についての規定はございません。以前、この地教行法の前にございました「教育委員会法」の旧法の時代には確かに告示ということがあったのですが、現在はこの告示というものは、その委員会を開くに当たっての前提の条件とはなってございませんで、この告示をしないというところもかなりございます。ほかの自治体の例でございます。この部分については、実態として区報なりホームページなりで教育委員会の開会についてはご案内しているところでございますので、そういった意味で、実態としての開会についての広報をきちんとやっていくということで、改めて告示という行為についてはこれを削除したいというふうに思っております。

それから、5番目でございますが、会議録の記載事項に協議事項及び報告事項を加える。これは、会議録の記載については、現在、定例会についての議決についてのみ会議規則の中に記載されているわけでございますが、きちんと協議事項、報告事項も加えまして行うということ、それから、「『議事の概要』を『議事の経過』とする」とございます。これは、制定当時は筆記といいますか、要点の記載というようなことを前提にこういう「議事の概要」というふうになっていたわけですが、現在の教育委員会の会議録につきまして

は、すべてテープに録音して、それをテープ反訳するというので、会議の中で話された全文が会議録として起こされ、公開されているということがございますので、その事実を踏まえまして、「議事の経過」というふうに表現を改めたいと思っております。

また、そのほか、若干でございますが、幾つか表現等々改めている部分がございます。「採決方法」という言葉を「採決の方法」とかというふうに見直した部分も若干ございます。それらも含めまして、会議規則のほうをこの機に区民の方々にわかりやすいような形で改正を図ってみてはどうかというふうに考えてございますので、ご協議をお願いしたいと思います。

高木委員長

それでは、ご質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

飛鳥馬委員

この案について賛成したいと思います。といいますのは、一時というか、そういう意見は今でもあるかもしれませんが、「教育委員会は何をやっているんだ」とか「要らないのではないか」という教育委員会廃止論まで言われているわけですね。私も全部調べたわけではないのですが、東京都の幾つかの教育委員会のやり方を調べてみたことがあるのですが、多くの区が定例会月1回がほとんどですね。あと、臨時会が4、5回、5、6回ですから2カ月に1回あるかどうかですね。ですから、全部合わせても教育委員会が開かれているのは年間十数回であるというふうに私は思っているのですが、それに比べると、中野は毎週やっているわけですから4倍近いわけです。ですから、そのやり方とか内容とか、ご意見はいろいろあると思いますが、非常に回数を多くやっていることが一つですね。

それから、二つ目に、その回数の中に協議会というのがありますので、私たちが自由に意見を言うという、それに非常に時間をとっているわけです。それをやらないと、議決案件だけで終わってしまう。つまり、ほかの区の場合には、私たちが4週間やっている分を1回でやるわけですから、協議がありませんから、事務局から提案されたら、賛成、反対みたいなので終わってしまう。一般のフリートキングみたいなことはないと思っていと思うのですけれども。中野よりも多くやっていたり、「あるよ」と言われると、それはあるかもしれません。全国的には丁寧にやっているところもあるかもしれません。中野区が一番いいと言っているのではないのですけれども、私の知る範囲では、回数も多いし、いろいろな発言を私たちもさせてもらっていますし、あるいは傍聴者発言も月1回でありますがお聞きしている。これも非常に珍しいことだろうと思うのです。どこでもやっている

ことではないだろうと思うのです。ですから、そういうことを考えますと、定例会・臨時会・協議会と分けなくて、今までも定例のときに協議会とかやっておりますので、正式な呼び方を変えるということだけで内容的にはそう変わらないとは思いますが。そういうことで、定例会の中で協議会も行うということで、今までどおりやりたいなと思いますけれども、この案には賛成をします。

大島委員

私も賛成ですというか、こういうふうにすっきりしたほうが大変いいと思います。もともと何で定例会というのと協議会というのが分かっているのか、なったときから全然わからなくて。やっている内容は同じようなことなのに、会の名前を別のをつけているというのは何となくお役所的だなと思っていたりしたこともありますので、実態に合わせるという意味では大変すっきりしていいと思います。内容的には、別に協議をしなくなるわけではないと思いますから、定例会の中で十分協議すべきことはするということができると思いますので、こういうふうになりやすいほうが私たちにとっても、区民の方にとってもいいのではないかと考えております。

山田委員

私も、他の区で教育委員をされている方とお話ししたことがあるのですがけれども、やはり議決する案件がほとんどであって、協議するということは余りないようですね。中野はこういうふうになっているよという話をしたときに、驚かれたといえますか。私はずっとここでしかやっていないのでわからないのですが、当然のことのように今までやってきたわけですが、こういったことできちんと定例会・臨時会として、その中に議決・協議・報告ということがしっかり定められていることでわかりやすくなったと思いますので、ぜひこのようにして運営していきたいと思っております。

高木委員長

私から確認なのですが、規則上の細かい定義とかは別として、イメージとして、要は協議会を定例会に格上げするというイメージでよろしいのか。つまり、今までとやっている内容がダウンするのではなくて、やっていることは今までどおりきちっと議論をしますと。ただ、定例会と協議会と分かれていてよくわかりにくいので、特に議事録を見るときに、私も自宅から過去の議事録とかをウェブで見るとは思いますが、分かれているので、非常に検索しづらいのです。だから、区民の方が過去のことを調べるときに、多分、ぶちっと切れていますから、ちょっとそこでつなぎにくいのかなと。その確認が1点。

あと、施行予定日が公布の日になっていますが、公布の日は一応今のところいつごろを考えているのか、この2点をお聞かせ願いたいのですが。

教育経営担当課長

まず1点目でございますが、実態ということであれば、現在の協議に十分時間をかけ、それを踏まえて議決すべきものは議決の次の過程に移す、それは変わらない。要するに、今委員長がおっしゃったとおり、定例会と協議会と形式的に分かれていたものを定例会の中に議決すべき事案、それから協議すべき事案、報告すべき事案というふうな形で一つの会の中に整理を図るということでございます。

それから、「公布の日」となっておりますが、一応きょうご協議いただきましたが、もしこの案でということであれば、8月の恐らく月末になるのかと思うのですが、定例会の機会があると思います。その際に議決をいただきまして、直ちに公布をして、その翌週からこういった形で定例会という形で開かれればというふうには思っております。

高木委員長

よろしいでしょうか。皆さん、特段反対がなかったと。

それでは、本件につきましては、規則を改正する必要がありますので、先ほど8月末を予定しているということをお聞きしましたが、その来月招集いたします定例会で改めて議案として審議したいと思います。事務局は準備をお願いいたします。

次に、「中野区立鷺宮体育館軽体操室の単位時間区分の変更について」、協議を進めます。

説明をお願いいたします。

生涯学習担当参事

それでは、中野区立鷺宮体育館軽体操室の単位時間区分の変更につきまして、ご協議をお願いしたいと思います。

対象となりますのは、鷺宮体育館の地下1階にございます軽体操室でございます。変更理由は、体育館軽体操室の単位時間区分、いわゆる利用コマをふやしまして、区民の利用機会を拡大したいというものでございます。

その内容ですが、軽体操室の午後のコマが現在は1コマ4時間というふうになってございます。これを午後1、午後2、それぞれ2時間ずつということでコマを倍にふやしたいというものでございます。

利用料金の限度額につきましては、現在は午後1時から7時の4時間、800円となっておりますが、これを2時間ずつということですので、1コマ400円にしたい、このように

考えております。

なお、この経過でございます。実は利用者からこうした利用コマ変更の要望等を受けておりまして、これに関して指定管理者が検討を進めてまいりました。ただ、すべての利用団体からの改正要望ということでもございませんでしたので、改めて指定管理者によりましてこの利用者に対するアンケート調査を4月から実施をさせていただきました。その後、施設運営協議会もございますので、その協議会の中でもこうした利用コマ分割にかかわるご意見等をちょうだいしたところ、「歓迎をする」というご意見が非常に多かったということから、指定管理者におきまして最終的な指定管理者としての意思を確認し、この7月1日に教育委員会に対しまして軽体操室の利用時間区分の変更が申請されてございます。これを受ける形で、私どもといたしましては、利用コマの変更につきましては、条例の別表に規定しているということから、条例改正が必要だということ、今回、教育委員会でのご協議をいただいた上、改めてご議決をいただき、その上で区議会の第3回定例会に提案していきたい、このように考えているところでございます。

なお、軽体操室につきましては、使用日の属する月の3カ月前の月の21日を使用申請受付開始日、端的に申しますと、今考えているのは最も早い使用開始日を来年の3月1日というふうに規定した場合、その前年である本年の12月21日が受付開始日の初日になるということになります。したがって、その前に、1週間から10日程度、契約を踏まえれば1カ月程度かけてシステムの一部改修をしなければならない。そのシステム改修を含めて、その前段として条例の改正が必要だということ、条例改正は第3回定例会ということになりますと、10月の下旬ということが予定されておりますので、本日、このような形でご協議をちょうだいするということでご提出をさせていただいたものでございます。

内容等につきましては、以上でございます。

高木委員長

それでは、ご質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

山田委員

利用コマを午後の時間帯を二つに分けるという考え方、区民からのご意見もあってということだと思っておりますけれども、裏面を読みますと、午前が3時間の区分でやって、夜がということになると、例えば、すっきり2時間ごとにコマを分けていくというような考え方とか、そういった議論はあったのでしょうか。

生涯学習担当参事

例えば午前を2コマということにするとか、夜を2コマということにいたしますと、午後のコマですと、この軽体操室は午後の1コマを使用した団体と午後の2コマを使用する団体との間にいわゆる空き時間を今は1時間設けておりますが、これを30分でチェンジができるということで、実は午後の利用コマについては今回こう考えましたけれども、午前と夜間についてはそのあたりは難しいということもあって。要するに、9時から12時ということだと3時間、例えばこれを半分で割るとかいったようなことについては、我々としては利用者との関係の中で極めて難しいということで、そういったことについては我々も実は検討しておりませんし、指定管理者サイドからもそうした要望というのは出ておりませんでした。

山田委員

せっかくコマを少しふやしてということを見ると、例えば8時半から2時間、30分あけてとか、そういう形で1日を何コマにするという考え方もあってもいいのかなど。それは申し込むときに2時間単位ですから、どのコマにしますかということになったほうが初めてアクセスする人は簡単にできるかなと一瞬思ったものですから。

生涯学習担当参事

午前は9時から12時、午後は、今回これが通れば1時から3時と3時半から5時半、そして夜間が30分おいて6時から8時半、その後、深夜帯というのが21時から22時30分、これが現在の指定管理者が、いわゆるここだけではございませんので、部屋を管理して利用していただく意味では、これも従前の文化・スポーツ振興公社の時代よりは相当区分を長くとってありますので、現時点ではここまでが限界かなということで、このような対応にさせていただきたいというふうに考えております。

山田委員

多くの区民が利用するということでの時間区分ということであればいいと思うのですが、わかりやすくするためには、2時間ごとに考えるのは一つの案かなと思ったものですから。ありがとうございました。

大島委員

これは鷺宮体育館の軽体操室ということについてなのですからけれども、同じような、こういう議論の対象になるような施設というのはほかにはないのでしょうか。ここだけなのですか。

生涯学習担当参事

基本的には、ここの軽体操室、それから、同じこの鷺宮体育館の中にはミーティングルームとか会議室等もあるのですが、そちらについては、この軽体操室と比べていろいろな物が入っている関係で、30分間でそれを移動させながら準備をして次のコマにつなげるということが難しいというのが指定管理者からの意見だということで、今回については軽体操室。また、要望があったのはここということもございましたので、そういったことを含めて運営協議会等のご意見を踏まえた上での今回の対応ということにさせていただくというものでございます。

大島委員

それと、利用料金なのですけれども、今の議題には出ていないのですけれども、午前中3時間で700円なのですが、午後が2時間で400円というと、午前中が随分高いような気もするのですけれども。午後が1時間200円と考えると、3時間だと600円でもいいような気もするのですけれども、これは何か理由があるのでしょうか。

生涯学習担当参事

これは、全庁的な使用料に関する考え方に基きまして、すべての有料施設のこうした部屋の料金算定をした上で、この7月1日から改定をした、その内容としてこういう形になっております。この考え方を説明し始めますと大変長い時間がかかってしまいますので、ちょっと省略をさせていただきますが。そういう意味で、午前中3時間の700円、午後は4時間800円という現在の料金設定を、2時間ずつですので、単純に400円・400円と割って、これを従来どおり4時間通しで使う団体もいます。その方々には現行と同様の料金でここが利用できる。それから、半分使えばいいのだという団体も結構あるものですから、そうすれば半額でできる。したがって、この料金体系に直すことによりまして、現行で想定している利用料金収入よりも下がる可能性が高い。そのことも指定管理者は踏まえて検討しておりまして、総合的に指定管理者はここを全体の利用料金と区の委託料で管理が可能だということの判断も一方では働いているというものでございます。

高木委員長

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、条例改正を依頼する必要がありますので、来月招集を予定しております定例会で改めて議案として審議したいと思います。事務局は準備をお願いいたします。

以上で、本日本日予定した議事はすべて終了いたしました。

ここで、傍聴者の皆さんに8月の教育委員会の開会予定についてお知らせいたします。来週8月1日は、来年度から小学校で使用する教科書の採択をする予定です。教育委員会の会議は開会されますが、非公開での審議を予定していますので、残念ながら傍聴はできませんので、ご了承いただければ幸いです。また、8月8日、15日、22日の教育委員会は休会となります。8月29日はいつもどおり午前10時から教育委員会を開会する予定でございます。

また、傍聴者の方のアンケートの件ですが、本日から、この部屋の入り口のところにテーブルを置きまして、そこで記入しやすいようにしております。帰りの際にぜひごらんいただければ幸いです。

これもちまして、教育委員会第27回協議会を閉じます。

午前11時10分閉会